

名寄市保育料一覧（3号認定）

定義	推定年収	名寄市					国				
		市階層	0～2歳児(3号)		母子父子世帯等 要保護世帯軽減		国階層	0～2歳児(3号)		母子父子世帯等 要保護世帯軽減	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯	-	A	0	0	0	0	第1	0	0	0	0
住民税非課税世帯 ※名寄市は所得割非課税世帯 国は所得割・均等割非課税世帯	～260万円	B	0	0	0	0	第2	0	0	0	0
所得割課税額 48,600円未満	～330万円	C	19,500 (9,750)	19,100 (9,550)	9000 (0)	9000 (0)	第3	19,500 (9,750)	19,300 (9,650)	9000 (0)	9000 (0)
所得割課税額 71,000円未満	～400万円	D1	30,000 (15,000)	29,400 (14,700)			第4	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)		
所得割課税額 77,101円未満	～470万円	D2									
所得割課税額 97,000円未満		～640万円	D3	42,500 (21,250)			41,700 (20,850)	第5	44500 (22,250)		
所得割課税額 169,000円未満	D4		50,000 (25,000)	49,100 (24,550)			第6	61000 (30,500)	60,100 (30,050)		
所得割課税額 215,000円未満	～740万円		D5	61,000 (30,500)			59,900 (29,950)	第7	80,000 (40,000)		
所得割課税額 301,000円未満	～930万円	D6	66,500 (33,250)	65,300 (42,650)							
所得割課税額 347,000円未満	～1,020万円	D7	80,000 (40,000)	78600 (39,300)			第8				
所得割課税額 397,000円未満	～1,130万円	D8									
所得割課税額 397,000円以上	1,130万円～										

※1 4月1日現在の年齢により保育料を決定します。(ただし、4月2日生まれの児童は誕生日の前日に2号認定に切り替わるため、2号認定の金額)

※2 15歳以下の子どもが3人以上いる場合には年少扶養控除が該当となり、保育階層が変更になる場合があります。

※3 未就学児までの兄弟姉妹がいる場合には、多子軽減の対象となります。ただし、所得割額が57,700円未満の世帯については年齢制限を撤廃します。

※4 ()内は第2子の料金、第3子は0円です。